

川内原子力発電所1号機 第17回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第54条(定期検査)

電気事業法第55条(定期事業者検査)

2. 定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
- (2) 計測制御系統設備
- (3) 燃料設備
- (4) 放射線管理設備
- (5) 廃棄設備
- (6) 原子炉格納施設
- (7) 非常用予備発電装置
- (8) 蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

(1) 燃料の取替

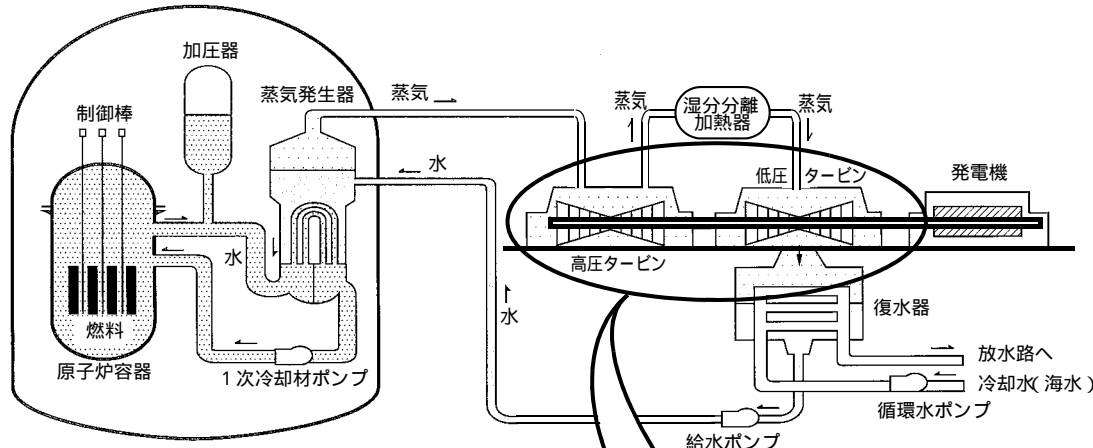
燃料集合体157体の約3分の1を取り替える。

(2) 蒸気タービン取替工事(別紙参照)

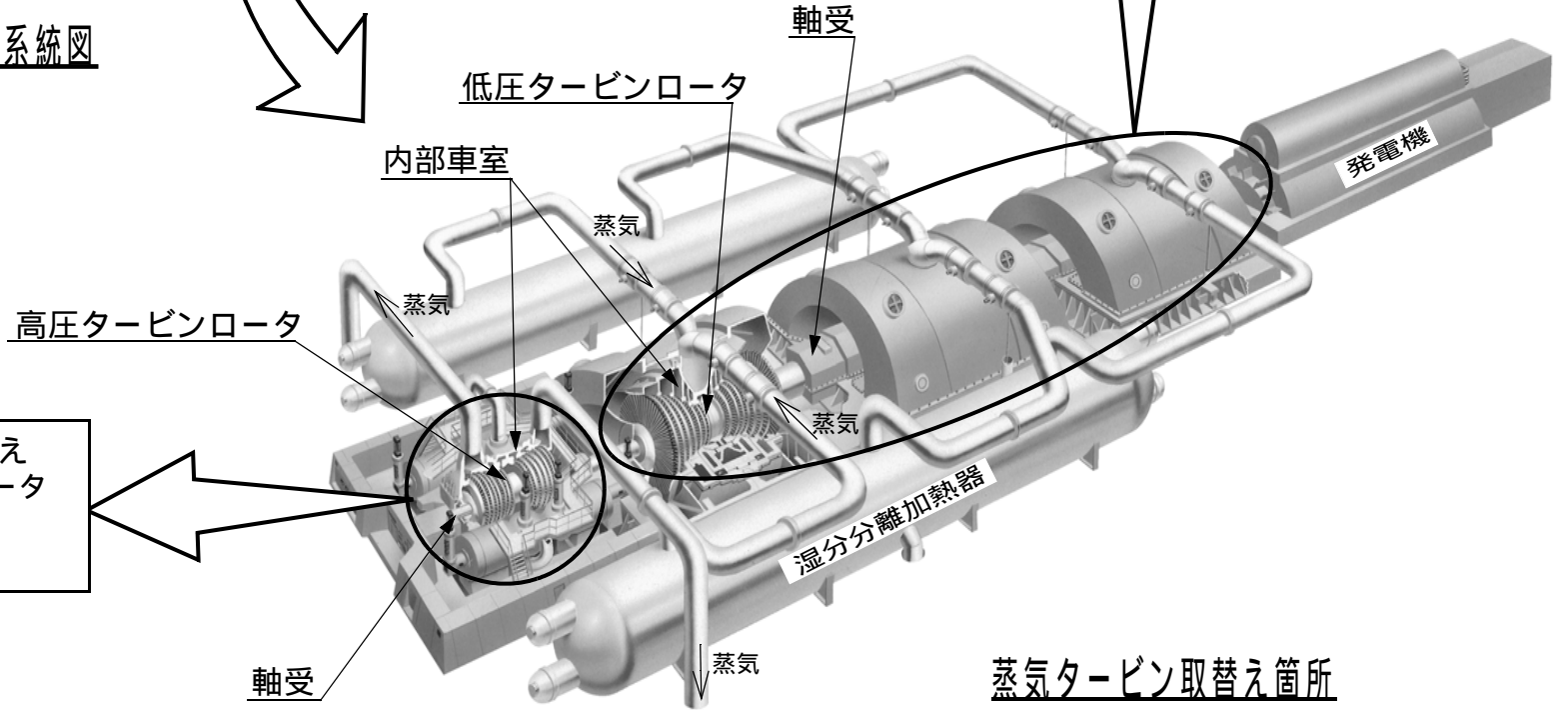
低圧タービンの翼(羽根)取付け部の応力腐食割れに対する予防保全のため、低圧タービンを取り替える。また、低圧タービンとの保守、点検の統一及び取替工事の合理化の観点から、高圧タービンについても併せて取り替える。

以上

川内原子力発電所 1号機 蒸気タービン取替え概要図



低圧タービン取替え
・低圧タービンロータ
・内部車室
・軸受



高圧タービン取替え
・高圧タービンロータ
・内部車室
・軸受